

角田市議会第437回定例会

一般質問通告書

角 田 市 議 会

質 問 通 告 者

月 日	発言順序	議席番号	氏 名
6月18日(木)	1	12	齋 藤 強
	2	15	柄 目 孝 治
	3	6	瀧 口 聖 人
	4	7	戸 村 眞喜夫
	5	3	八 島 定 雄
	6	4	日 下 七 郎
	7	5	湯 村 勇
6月19日(金)	8	13	菊 地 利 衛
	9	2	齋 藤 克 敏
	10	11	星 隆 悦
	11	14	渡 邊 誠
	12	9	武 藤 広 一
	13	10	菅 野 マ ホ

【 1 2 番 齋 藤 強 】

発言 順序	質 問 事 項 及 び 要 旨	答 弁 者	答 弁 要 旨
1	<p>1. 道路整備事業について</p> <p>今の時代は一人一台の車社会となり、車が走行する道路は生活においても大変重要なインフラであることは言うまでもありません。車を所有する方が増えるのに比例して、通行量だけでなく交通事故も多くなることから、今年9月からは中央線の無い生活道路における自動車の法定速度が時速 60km から時速 30km になるなど、交通事故防止のための道路交通法も都度改正されています。交通事故防止のための道路交通法の遵守は当然ですが、車や歩行者が走行する道路が安全に整備されていなければ交通事故防止の議論も始まりません。そこで本市における道路の整備状況について次の質問をします。</p> <p>(1) 道路の長年の使用であったり、災害や通行荷重などによって、道路のひび割れやわだち、時には穴が空いているなど安全性が低下している箇所が市内でも散見されます。定期的に路面性状調査を実施しているものと思いますが、総合的に判断した直近の調査結果について問います。</p> <p>(2) 路面性状調査の結果に基づく総合的な整備計画を問います。</p> <p>(3) 道路整備には多額の費用が発生するものと思いますが、国や県からの補助金の活用状況を問います。</p> <p>(4) 道路が未舗装であったり、緊急車両が入れないような道路は調査しているのか問います。</p>	<p>市 長</p> <p>市 長</p> <p>市 長</p> <p>市 長</p>	

【 1 2 番 齋 藤 強 】

発言 順序	質 問 事 項 及 び 要 旨	答 弁 者	答 弁 要 旨
1	<p>(5) 歩行者が通る路側帯や横断歩道など、白線が薄くなっていたり場所によってはほとんど消えているところもありますが、道路標示についての調査や整備状況を問います。</p> <p>(6) 生活道路の雨水対策について、雨水がたまる道路のへこみや側溝などの整備状況を問います。</p> <p>(7) 道路脇の街路樹管理や雑草除草の取り組み状況を問います。</p> <p>(8) 積雪した際の除雪基準を問います。</p> <p>2. 水害対策について</p> <p>今月も台風第6号が猛威を振るい、西日本では家屋や道路の冠水、土砂崩れや停電などの被害が発生しました。被災した方々に対して心からお見舞いを申し上げます。本市でも令和元年東日本台風（台風第19号）で未曾有の被害が発生しましたが、8年の歳月が経過した現在も角田市防災・減災構想を基本に対策事業が必死に進められているものと思います。地球温暖化による異常気象によって、現在も巨大な台風や線状降水帯が発生する危険性が継続していることから改めて水害対策について次の質問をします。</p> <p>(1) 角田市防災・減災構想が第2回変更として令和8年1月から進められています。しかしながら、第1回変更と比較すると新規での対策はわずかであり、変更となる理由の多くは事業完了が延びるものがほとんどと読み取れますが、その理由を問います。</p>	<p>市 長</p> <p>市 長</p> <p>市 長</p> <p>市 長</p> <p>市 長</p>	

【 1 2 番 齋 藤 強 】

発言 順序	質 問 事 項 及 び 要 旨	答 弁 者	答 弁 要 旨
1	<p>(2) 今年5月29日より新たに防災気象情報が変更となりました。角田市として運用や基準など変更点はどのようになるのか問います。</p> <p>(3) 令和6年3月に小田川と尾袋川が特定都市河川に指定されましたが、現在の進捗状況を問います。</p>	<p>市 長</p> <p>市 長</p>	

【 15番 柄目孝治 】

発言 順序	質問事項及び要旨	答弁者	答 弁 要 旨
2	<p>1. 小児科専門医師募集に関するこれまでの進捗状況ならびに今後の見通しについて</p> <p>冒頭まず昨年12月の角田市議会第434回定例会における私からの発言で「座して待ってても何も起こらない・・・」などと申し上げましたが、いささか暴言というか礼を欠いた発言だったこと深く反省し深謝させていただきます。</p> <p>気を改め再度の質問をさせていただくのですが、本定例会冒頭の6月5日に市長から行政報告をいただきましたし、その直前の5月24日本事案に関する新聞報道もありました。</p> <p>順序が逆のような気がいたしますが、それに関してはひとまず置いて、報道関係諸氏も本事案に関し懸命になって状況打開に向け支援をいただいているものと理解をさせていただき、報告と報道内容に基づき絡め合わせた上でお訊ねして参りたいと思います。</p> <p>(1) 行政報告では、周知方法などの見直しを行い、5月15日から募集を再開し7月31日を募集期限としたとされましたが、何を、どう見直すのか、約2カ月半という再募集期間とされた理由というか背景について、市長のご所見を問います。</p> <p>(2) さらに報道では「書類審査や検討委員会の開催を経て、早ければ来年2月にも決定する」とされておりますが、このような今後の見通し方向性に関し、どのようなご見解をお持ちか問います。</p> <p>(3) 応募要件に関してですが、前回同様10年以上診療を続ける見込みがあること、補助金交付決定から2年以内に開業など4点とさ</p>	<p>市 長</p> <p>市 長</p> <p>市 長</p>	

【 15番 柄目孝治 】

発言 順序	質問事項及び要旨	答弁者	答 弁 要 旨
2	<p>れているが、後の2点とはどのようなことか改めて説明を求めます。</p> <p>(4) 以上のような手順というか要件を満たし、その上で市としては、土地取得費など開設経費の半額を上限1億円で補助、定員は一人または一法人とされており、なお市長コメントとして「安心して医療に専念でき、またこの角田市での生活を心から楽しんでいただけるよう、行政としてバックアップする」と市のホームページに掲載され熱意を示されていたようですが、察するところ本日時点でも応募の兆しは無い状況に鑑み市長のご所見を問います。</p>	市長	

【 6 番 瀧 口 聖 人 】

発言 順序	質 問 事 項 及 び 要 旨	答 弁 者	答 弁 要 旨
3	<p>1. 中山間地域の生活用水の対策について</p> <p>角田市議会第 426 回定例会でも、同様の一般質問をさせていただきました。また、角田市議会第 428 回定例会でも、同僚議員が「中山間地域で発生している未曾有の井戸水枯渇問題について」関連の、一般質問をしております。主題の件につきまして、再度一般質問をさせていただきます。</p> <p>公共の水道施設が布設されておらず、井戸水や湧水などを生活用水としている中山間地域を中心に、最近の異常気象や地震などの影響を受けて渇水状況となり、毎日の生活に支障をきたしている状況にあります。</p> <p>このことから、西根地区振興協議会では、「生活用水に関するアンケート調査」を実施しております。アンケート調査の結果は、回収数は 8 行政区、137 戸で回収率 76%、うち井戸水・湧水・さわ水を使用している戸数は重複回答で 147 戸、水量については、ほとんど不足しているのが 16 戸、出ないが 6 戸、節約しているのが 72 戸であり、その対策としては、新たに井戸を掘ったり、ポリタンク等で補充している戸数が 39 戸、取水場所を変えたが 10 戸、我慢しているが 34 戸の回答でした。今後の対策では、このまま様子を見るというのが 87 戸と多いものの、新たに掘る・ボーリングするが 18 戸、転居を考えているが 10 戸もありました。</p> <p>この内容につきましては、去る 5 月 29 日西根地区振興協議会より「西根地区の生活用水対策についての要望書」が、黒須市長に提出されております。</p> <p>また、アンケートとは別に、村おこしを目的として営業している</p>		

【 6 番 瀧 口 聖 人 】

発言 順序	質 問 事 項 及 び 要 旨	答 弁 者	答 弁 要 旨
3	<p>または支店がある金融機関で、限度額は50万円とし、60月以内の元金均等償還となります。」とのことです。中山間地域の住民は、水道管布設を考慮していますが、高額な工事費・経済難のため、本市でも同様の制度を新設すべきだと思います。市長の見解を問います。</p> <p>(4) 白石市など他市町との分水協定締結についてです。角田市議会第426回定例会での市長の答弁は、「白石市に対して分水や料金についての協議が必要となりますが、当該配水池の供給状況を確認いたしましたところ、現状ではまだ供給余力があるという回答でありました。一方で、新たに配水池等の設置が必要となることが予想されることなど、整備費用がかさむことから、企業経営という観点からすると、かなりまとまった住民の方からの水道水の供給の申込みがあることが前提となると予想されます。なお、白石市から同様に分水した丸森町では、地区住民で組合をつくり、水道引込み工事費の積立てを事前に行って負担を軽減するという取組を行っていたと伺っております。当該高倉地区においても、住宅までの宅内道路、要するに錠口が長いお宅もありまして、水道引込みにはかなりの自己負担がかかることが想定されますので、そのことも課題となるかなと考えております。」とのことでした。その後、進展がありませんが、今後、地域住民(該当地区)の意見調査・実態調査および説明会を実施していただきまして、分水協定締結を検討していただきたいと思いますが、市長の見解を問います。</p>	市 長	

【 7 番 戸 村 眞喜夫 】

発言 順序	質 問 事 項 及 び 要 旨	答 弁 者	答 弁 要 旨
4	<p>1. エネルギー・資材価格高騰等による市内事業者への影響と支援について</p> <p>中東地域をはじめとする国際情勢の緊迫化により、原油価格や原材料価格の上昇、物流の停滞などが起きています。我が国はエネルギーや原材料の多くを海外に依存していることから、その影響は国民生活のみならず、地域経済にも及ぶ可能性があります。</p> <p>特に地方においては、農業をはじめ、建設業、設備業、塗装業、製造業、運輸業など幅広い業種で、燃料費や資材価格の高騰、原材料の調達難などによる経営への影響が懸念されています。こうした状況が長期化した場合、経営基盤の弱い中小事業者ほど深刻な影響を受け、事業継続が困難になることも考えられます。</p> <p>そこで、市内事業者への影響と今後の支援について、市長に質問します。</p> <p>(1) 市では、国際情勢の変化に伴う原油価格や原材料価格の上昇等が、市内事業者へどのような影響を及ぼしているのかを把握しているのか問います。</p> <p>(2) 把握しているのであれば、農業、製造業、商業、建設業など各分野において、どのような課題や経営上の影響が生じていると認識しているのかを問います。</p> <p>(3) こうした状況に対する国や県の支援策や対策について、市としてどのような情報を把握し、また、市内事業者への周知はどのように行っているのかを問います。</p>	<p>市 長</p> <p>市 長</p> <p>市 長</p>	

【 7 番 戸 村 真喜夫 】

発言 順序	質 問 事 項 及 び 要 旨	答 弁 者	答 弁 要 旨
4	(4) 今後さらに状況が長期化し、市内事業者への影響が拡大した場合に備え、国や県の施策に加え、市独自の支援策を検討すべきではないのか、市長の所見を問います。	市 長	

【 3 番 八 島 定 雄 】

発言 順序	質 問 事 項 及 び 要 旨	答 弁 者	答 弁 要 旨
5	<p>1. 会計年度任用職員制度（非正規雇用で従事する公務員の処遇改善を求めること）について</p> <p>本市の窓口業務やさまざまな業務分野では、多くの非正規の職員が働いており、とりわけ「会計年度任用職員」が多くを占め、処遇改善などの問題解決が全国的に広がっていると感じます。会計年度任用職員なしには、現場が回らない状況に加えて、厳しい人手不足問題もあって、その改善の諸方策を示していくことが急務であると理解しています。そこで、次の5点について、市長に質問します。</p> <p>(1)① 会計年度任用職員制度発足（2020年度）以降について、年度別に正職員数、会計年度任用職員数と全数に占める比率を問います。</p> <p>② 会計年度任用職員の中で、特に女性の割合の多い職種として、一般事務職員、保育士等、図書館職員、各種相談員で、それぞれ、どれくらいの比率を占めているか問います。</p> <p>③ 会計年度任用職員の就労年収（2025年度）について、100万円未満、100～150万円未満、150～200万円未満、200～250万円未満、250～300万円未満、300～350万円未満、350万円以上の方々の総数と比率を問います。</p> <p>(2)① 正規の公務員の場合は、地方公務員法や地方自治法でその身分はしっかりと守られています。それに対して会計年度任用職員の場合には、一会計年度ごとの任用という解釈が厳格になされています。そのことから、条件付採用期間＝試用期間が毎年設定されているようなものです。さらに、会計年度任用職員には、</p>	<p>市 長</p> <p>市 長</p> <p>市 長</p> <p>市 長</p>	

【 3 番 八 島 定 雄 】

発言 順序	質 問 事 項 及 び 要 旨	答 弁 者	答 弁 要 旨
5	<p>③ 国の非正規公務員制度の水準を超えて労働条件を改善することは可能とのことです。本市でも、今後、前向きに検討していく考えがあるか問います。</p> <p>(4) 本市ではなく、ある自治体の会計年度任用職員が「会議で業務の改善や体制について意見を言ったら、職員の気分を悪くさせた。その人が私の評価をするので、次の任用更新はないかもしれない…」と不安を語っていたそうです。身分保障の少ない「会計年度任用職員」を増やすことは、職務経験や専門性の構築を阻み、自由にものが言える職場や人間関係を壊し、住民に顔を向けて仕事をすることを困難にし、地方自治体の本来の役割をも歪めてしまうものになることが懸念されます。従って、正規職員を極力、増やしていく方向性が望まれると思いますが、市長の所見を問います。</p> <p>(5) 地方自治体の本旨は「住民自治」だと言われます。角田市民の人権と権利の保障が最重要であり、ここで働く公務労働者は、この人権と権利の案内人でなければならないと思います。そのためには、それに見合った労働条件と身分保障が公務労働者に保障されなくてはなりません。「住民の福祉の向上」を図る大切な仕事です。公務労働に正規も非正規もありません。今一度、「全体の奉仕者」の意味を再度、深く理解し、憲法と地方自治を実現するこの場所で、「公共を住民の手に取り戻す」動きを進めていくことが必要だと考えますが、市長の所見を問います。</p>	<p>市 長</p> <p>市 長</p> <p>市 長</p>	

【 3 番 八 島 定 雄 】

発言 順序	質 問 事 項 及 び 要 旨	答 弁 者	答 弁 要 旨
5	<p>2. 部活遠征バス等利用への対応策について</p> <p>「福島県郡山市の磐越道で5月、私立北越高校（新潟市）の生徒18人が死傷した部活動の遠征バス事故を受け、安全確保を模索する動きが広がっている。47都道府県・20政令都市のうち6割以上が部活バスの実態を調査。バス利用時のルールを厳格化したり、貸し切りバスに補助金を出したりしている。文部科学省と国土交通省の連絡会議は今月末をめどに遠征時の留意点を示す。」と讀賣新聞の記事（2026年6月7日（日）3面）がありました。そこで、市長と教育長に次の4点について、質問します。</p> <p>(1) 本市でも、中学校の部活動の遠征・大会時バス利用の実態把握をしたか、していればその実態はどんなものだったのか、教育長に問います。</p> <p>(2) 遠征・大会、練習試合時、教員や保護者が運転するレンタカー、マイカー利用の実態について、教育長に問います。</p> <p>(3) 「浜松市は『市立中学校部活動運営方針』を先月27日に改正し、『移動中の安全対策』の項目を新設。『貸し切りバスは許可を受けた業者と適切な契約』『乗車当日のナンバーの色確認』などのルールを明記した。相模原市は、部活動の顧問が遠征前、校長に提出する書類の新たな様式を作成。バスに同乗する顧問の氏名を書かせ、バス会社などとの契約関係書類の添付を求める形式にした。貸し切りバス費用を補助し、遠征機会の維持と安易なレンタカー利用の防止を図る自治体も現れている。」（上記、讀賣新聞の記事）。</p>	<p>教育長</p> <p>教育長</p> <p>教育長</p>	

【 3 番 八 島 定 雄 】

発言 順序	質 問 事 項 及 び 要 旨	答 弁 者	答 弁 要 旨
5	<p>本市でも、何らかの新たな動きをしているのか、教育長に問います。</p> <p>(4) 「宮城県栗原市もスポーツ少年団などが貸し切りバスで遠征する場合、費用を半額（上限5万円）補助する方針で、一般会計補正予算案に関連事業費 500 万円を計上した。」（上記、讀賣新聞の記事）。そこで、本市でも同様な事案があれば、補助・支援していく考えがあるか、市長に問います。</p>	市 長	

【 4 番 日 下 七 郎 】

発言 順序	質 問 事 項 及 び 要 旨	答 弁 者	答 弁 要 旨
6	<p>1. 市長の政治姿勢について</p> <p>(1) 石油由来のナフサ不足の影響に関することに対する市長の政治姿勢について</p> <p>河北新報（2026年6月5日付け）には、「中東情勢混乱による石油由来のナフサ不足で、東北の農業の現場に不安が広がっている。」とあり、また、見出しに、「肥料や燃料、ビニールハウス・・・供給難に価格高騰」と報道しており、次の2点について、市長の政治姿勢を問います。</p> <p>① 中東情勢の混乱による「肥料や燃料、ビニールハウス・・・供給難に価格高騰」をどのように受け止めて、国に対応を求めるのかを問います。</p> <p>② 角田市内の農業のみならず、各業種へのナフサ不足の影響を調査し、対応の施策を問います。</p> <p>(2) 「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」の改定案に対する市長の政治姿勢について</p> <p>いま、国会で、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の改定案の審議が行われていて、一部改正案とは、民間業者に備蓄米の保管を義務付けて、政府が責任を負ってきたコメの生産調整規定を廃止し、「需要に応じた生産に努めること」となっており、コメの生産に関する受給責任も、備蓄米の管理も政府が放棄するとは、ひどい一部改正案でないですか。「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」の一部改正案に対しての市長の政治姿勢を問います。</p>	<p>市 長</p> <p>市 長</p> <p>市 長</p>	

【 4 番 日 下 七 郎 】

発言 順序	質 問 事 項 及 び 要 旨	答 弁 者	答 弁 要 旨
6	<p>2. 角田市長期総合計画条例に関することについて</p> <p>角田市議会第 436 回定例会にて、私の一般質問（令和 8 年 3 月 11 日）令和 8 年度施政方針及び角田市予算案に関する説明要旨中の「角田市第 6 次長期総合計画」は、角田市長期総合計画条例第 3 条（長期総合計画の策定）の規定に基づき、制定されているが、「【実例・通知】地方分権改革推進計画に基づく義務付けの廃止に伴い、市町村の基本構想に関する規定が削除されたが（旧第 2 条第 4 項）改正法の施行後も、第 96 条第 2 項の規定に基づき、個々の市町村がその自主的な判断により引き続き現行の基本構想について議会の議決を経て策定することは可能である（平 23.5.2）。」とのことです。しかし、角田市長期総合計画条例（令和元年 8 月 30 日条例第 14 号）は、議会に提出の規定となる議決事件（地方自治法第 96 条第 2 項の規定に基づく議決事件）ではありません。</p> <p>よって、角田市長期総合計画条例は、瑕疵のある条例と判断するため、次の質問をします。</p> <p>市長（黒須 貫）「議決事件を定める地方自治法第 96 条では、同条第 1 項で、『条例を設け又は改廃すること』と規定をされておりまして、この規定に基づき、角田市長期総合計画条例は、令和元年 8 月、第 398 回定例会議案第 26 号として提案し、可決をいただいておりますので、瑕疵のある条例ではないと認識しております。」との答弁ですが、地方自治法第 96 条第 1 項「条例を設け又は改廃すること」との規定は、条例を設けるための上位法の規定があるのが、議決事件とのことです。</p> <p>そもそも、前述したように平成 23 年 5 月 2 日、地方分権改革推進</p>	市 長	

【 4 番 日 下 七 郎 】

発言 順序	質 問 事 項 及 び 要 旨	答 弁 者	答 弁 要 旨
6	<p>計画に基づく義務付けの廃止に伴い市町村の基本構想に関する規定が削除された（旧第2条第4項）いわゆる上位法が廃止され、角田市長期総合計画条例は、地方自治法第96条第1項「条例を設け又は改廃すること」の規定の議決事件から対象外とされましたので、市長答弁、議決事件を定める地方自治法第96条第1項「条例を設け又は改廃すること」の規定に基づき角田市長期総合計画条例は、提案し、可決をしたので、瑕疵のある条例ではないと認識していることは、法令遵守とは、思われません。市長答弁を改めることがなければ、地方自治法第2条第16項「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。」、同条第17項「前項の規定に違反して行った地方公共団体の行為は、これを無効とする。」とあるが、市長の答弁の認識は、変更がないのかを問います。</p> <p>3. 一般質問の答弁内容に関する事務の進向について</p> <p>(1) 新桜井川の水門を開き、阿武隈川の水位が下がったときに校前、枝野の内水排水の右岸校前水門及び左岸笠松水門の管理者が確定したのかについて</p> <p>角田市議会第411回定例会会議録102ページで市長より「校前水門につきましては、令和2年3月に宮城県と打合せを行った結果、あぶくま川水系角田土地改良区の管理と確定をしております。そしてもう一つ、また、中大坊橋下流左岸にある水門、いわゆる笠松水門につきましては、施設の管理者及び日常管理者が明確になっていない状況であります。が、(中略)、今後宮城県、角田市、あぶくま川水系角田土地改良区で協議を進め、こちらにつきまし</p>	市 長	

【 4 番 日 下 七 郎 】

発言 順序	質 問 事 項 及 び 要 旨	答 弁 者	答 弁 要 旨
6	<p>ては早急に管理者を確定させてまいりたいと存じております。」との答弁でしたが、協議継続中の笠松水門の管理者が確定したのかを市長に問います。</p> <p>(2) 「小・中学校の学校用地に関すること及び小・中学校の所在地」及び「角田市と丸森町の境界に関すること」について 角田市議会第 411 回定例会会議録 103・104 ページで市長より「令和 3 年 2 月第 410 回定例会で一般質問がありました『小・中学校の学校用地に関すること及び小・中学校の所在地について』並びに『角田市と丸森町の境界に関することについて』、その後の進捗状況であります。初めに、小・中学校の学校用地関係であります。藤尾小学校用地につきましては、伊具郡藤尾村から角田市へ変更登記を完了しております。次に、枝野小学校用地につきましては、地目変更を行うことから着手しております。金津中学校用地につきましては、金津小学校への改修と併せて必要な学校用地を確保した上で、市道敷地等を整理し登記等をしてまいりたいと考えております。いずれにしましても、藤尾小学校、枝野小学校、金津中学校につきましては統合が決まっておりますので、統合後の敷地等の活用の観点からも登記事務を進めてまいります。横倉小学校用地の通路の件につきましては、今後通学する児童等の安全を第一に、市道からの通路として舗装工事を行えるように計画を検討してまいります。続いて、『角田市と丸森町の境界に関することについて』であります。角田市と丸森町の境界に関しましては、丸森町と協議を重ねておりまして、公図、登記簿、航空</p>	市 長	

【 4 番 日 下 七 郎 】

発言 順序	質 問 事 項 及 び 要 旨	答 弁 者	答 弁 要 旨
6	<p>写真等の書類のすり合わせを改めて行っている最中でありませう。国土調査の修正については、公図、登記簿を管理している法務局へ申請が必要となりますので、書類が整い次第、公図の修正の可否について法務局と相談をしてまいりたいと存じます。」との答弁ですが、ここで、再度になりますが、「枝野小学校用地の地目・名義変更をし、登記。」「金津中学校用地の市道敷地などを整理し登記。」「横倉小学校、市道からの通路としての舗装工事。」「角田市と丸森町の境界に関することについて。」について、市長に問います。</p>		

【 5 番 湯 村 勇 】

発言 順序	質 問 事 項 及 び 要 旨	答 弁 者	答 弁 要 旨
7	<p>1. 角田市の農業振興施策について</p> <p>中山間地域等直接支払交付金について、農林水産省は自民党の農業構造転換推進委員会に水田政策見直しと合わせて検討課題とされた「中山間地域等直接支払交付金」の見直しの方向性案を示しました。</p> <p>人口減少や高齢化が進む中でも、営農や共同活動が継続できるよう、集落への取り組み推進やサポート強化など行政が関与を強化するプッシュ型支援を進めるとあります。協定の対象外となっている農地でも、地方公共団体が必要と認めれば不利性のある農地も支援できる制度として活動の維持・継続につなげ、将来にわたって稼ぎ、暮らしていける中山間地域の実現を後押しするものとなっています。</p> <p>そこで、次の質問をします。</p> <p>(1) 条件が悪く対象外となるような不利性のある農地について、どのように考えているのか問います。</p> <p>(2) 共同活動が困難な場合はどうするのか問います。</p> <p>(3) 現状の中山間地域等直接支払交付金では、事務手続きの負担も課題であり、多面的機能支払交付金と合わせて事務局の一元化に向けて効率化ができないか問います。</p> <p>(4) 2025年度の米価高騰で農業所得が向上し、2026年度も各農家、農業者は期待しています。その反面、燃料や資材の価格高騰、そし</p>	<p>市 長</p> <p>市 長</p> <p>市 長</p> <p>市 長</p>	

【 1 3 番 菊 地 利 衛 】

発言 順序	質 問 事 項 及 び 要 旨	答 弁 者	答 弁 要 旨
8	<p>1. 郷土に関する資料展示の拡充について</p> <p>市民の方から、「角田には何もない」と言う言葉をよく聞きます。この言葉の背景には、他の自治体と比べて「大型の商業施設や遊興施設などがない」と感じていることが考えられますが、さらに「誇れるものや自慢できることが見当たらない」と感じているとも推察されます。</p> <p>行政側から見れば、「商業施設や遊興施設」については簡単に対応できることではありませんが、「誇れるものや自慢できること」については、他自治体と比較しても決して引けを取らない、歴史や文化、市出身で広く活躍した人、産業、自然、公共交通のあゆみなど（以下、「成り立ち」という。）が少なからず存在しているにもかかわらず、広く認識してもらっていない現実があると思います。このことは、行政として重く受け止めなければなりません。</p> <p>角田市の成り立ちを市民および来訪者などに知ってもらうことは、少なからず市民の角田市への愛着が深まり、自信や誇りにつながるとともに、来訪者の角田市への認知度が高まることにつながります。特に、小・中学生、高校生など若い世代に知ってもらうことは、自分自身への刺激になるばかりでなく、角田市に対する認識の変化、思いの深化、ひいては角田市の活性化につながることが期待できます。</p> <p>そこで、角田市の成り立ちの情報発信の在り方について教育長、市長に質問をさせていただきます。</p> <p>(1) 角田市の成り立ちの情報発信の現状について</p> <p>① 角田市の成り立ちについて情報発信し、知ってもらうことは、</p>	市 長	

【 13番 菊地利衛 】

発言 順序	質問事項及び要旨	答弁者	答 弁 要 旨
8	<p>角田市の活性化に寄与するとの認識に立っているのか問います。</p> <p>② 角田市の古代から現代に至る歴史を知ることは、ほとんどの市民にとって関心度が高く、大変興味深く感じてもらえると思います。来訪者であっても例外ではないと思いますが、市内外の人に知ってもらうために行っていることを具体的に問います。</p> <p>③ 角田市には、国指定、県指定、角田市指定の文化財が数多くありますが、あまり知られていないと感じています。これらを市内外の人に知ってもらうために行っていることを具体的に問います。</p> <p>④ 「角田市が輩出した人」あるいは「角田市とゆかりがある人」で、国内外で活躍したいわゆる「偉人」と呼ばれるような人も広く知られているとは言えません。これらの人々を、市内外の人に知ってもらうために行っていることを具体的に問います。</p> <p>⑤ 角田市の農業、商業、工業など産業の歴史および現在の特徴なども、きちんと整理した情報は知られてないと思います。これらのことを、市内外の人に知ってもらうために行っていることを具体的に問います。</p> <p>⑥ 阿武隈川の歴史や斗蔵の森、阿武隈山系など角田市の代表的な自然景観、特徴などを市内外の人に知ってもらうことも重要です。どんな取り組みをしているか具体的に問います。</p> <p>⑦ 角田馬車鉄道や丸森線、阿武隈急行線などの公共交通のあゆみなどもあまり知られてないと思います。これらのことを市内</p>	<p>市長</p> <p>教育長</p> <p>市長</p> <p>市長</p> <p>市長</p> <p>市長</p>	

【 13番 菊地利衛 】

発言 順序	質問事項及び要旨	答弁者	答 弁 要 旨
8	<p>外の人に、特に若い世代に知ってもらうことは重要だと思いますが、どんな取り組みをしてきたか具体的に問います。</p> <p>(2) 角田市郷土資料館など既存施設の利用状況について、角田市の成り立ちの情報を展示・発信する施設の利用状況について、次のとおり質問します。</p> <p>① 角田市郷土資料館の2010年度、2015年度、2020年度、2025年度の入館者数を角田市内在住および角田市外在住別に問います。</p> <p>② 角田市郷土資料館の2010年度、2015年度、2020年度、2025年度の入館者数を企画展および通常営業別に問います。</p> <p>③ 江尻排水ポンプ展示館の年間入館者数の直近5年間の推移を問います。</p> <p>(3) 郷土に関する資料展示の拡充について、角田市の成り立ちを知ってもらい、楽しく学んでもらうために、中心的な役割を果たすのが角田市郷土資料館だと考えます。角田市第6次長期総合計画に記載しているように「文化遺産の価値や魅力を身近に体感できる中心的施設に位置付け、学習や情報発信の場としての活用を推進する」、また「歴史や文化等に関する市民の関心を高める」ことが、まさに郷土資料館の基本理念だからです。そのような観点から、郷土に関する資料展示の今後の在り方について、次のとおり質問させていただきます。</p> <p>① 角田市の成り立ちを知ってもらうことは、市民にとって角田</p>	<p>教育長</p> <p>教育長</p> <p>市長</p> <p>教育長</p>	

【 1 3 番 菊 地 利 衛 】

発言 順序	質 問 事 項 及 び 要 旨	答 弁 者	答 弁 要 旨
8	<p>市に対する認識の変化につながるばかりでなく、「誇れるもの、自慢できること」の発見も期待できます。そんな意味で、同一場所で角田市のさまざまな情報が得られる、学べる、体験できるような施設が不可欠です。そのために、角田市郷土資料館の展示内容および展示スペースの拡充が必要だと考えますが見解を問います。</p> <p>② 古代あるいは昭和の暮らしなどの体験コーナーや映像の活用、ジオラマ展示など、五感に訴える手法を取り入れることに加え、キャラクターロボットによる案内など、関心を高めてもらえる空間の創出によって、「分かりやすい展示」「楽しく学べる施設」「誇らしく、自慢できる施設」にすべきと考えますが、見解を問います。</p> <p>2. AI活用と行政サービスの強化について</p> <p>AIの進化は、雇用を奪うなどの弊害が話題になっている一方で、業務の効率化や住民サービスの高度化、政策立案にいたるまでの幅広い分野において目を見張る効果も報告されており、企業においては収益力アップに不可欠なものになりつつあります。国はもちろん地方自治体においても、年々導入する割合が増えているとの報告もあります。</p> <p>角田市としてもすでに活用していると思いますが、急激に進む少子高齢化、生産年齢人口減少などを背景として、働き手不足も表面化している昨今、市民サービスの強化や職員の労働軽減のために、さらに積極的にAIを活用すべきだとの考えのもと次のとおり質問させ</p>	教育長	

【 13番 菊地利衛 】

発言 順序	質問事項及び要旨	答弁者	答 弁 要 旨
8	<p>ていただきます。</p> <p>(1) これまでの数年間で、A I活用によってどのような成果があったのか具体的に問います。</p> <p>(2) これからの数年間で、A I活用によってどのような効果を求めていくのか具体的に問います。</p> <p>(3) 第7次角田市定員適正化計画は、A Iの活用を前提としているのか問います。</p> <p>(4) 現在の行政組織機構は、A Iの活用を前提としているのか問います。</p>	<p>市 長</p> <p>市 長</p> <p>市 長</p> <p>市 長</p>	

【 2 番 齋 藤 克 敏 】

発言 順序	質 問 事 項 及 び 要 旨	答 弁 者	答 弁 要 旨
9	<p>1. 子ども中心の視点に立った新中学校整備を</p> <p>角田市議会第 436 回定例会において、新中学校整備に関する一般質問を行いました。</p> <p>その後の説明やヒアリングを通じ、現時点では検討途上の事項も多いという認識を持っております。一方で、今回の整備は今後長期にわたり本市の教育の在り方を規定するものであり、現段階で方向性を確認しておくことが極めて重要であると考え、改めて質問させていただきます。本市において進められている学校の統廃合に伴う新中学校整備は、単なる老朽化対策や施設更新にとどまるものではなく、これからの本市の教育の方向性を決定づける極めて重要な政策課題です。学校は学力を身につける場であるだけでなく、子どもたちが社会性を育み、人との関わりの中で成長し、自らの将来を切り拓く力を養う場です。さらに言えば、学校は地域コミュニティの中核であり、地域住民の交流や防災拠点としての役割も担う重要な社会資本です。新中学校整備は、教育政策であると同時に、まちづくりにも直結する取り組みです。</p> <p>現在の子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しており、学校の在り方そのものが問われています。特に顕著なのが不登校の増加です。文部科学省の調査によれば、令和 6 年度における全国の小中学校の不登校児童生徒数は約 35 万 4 千人に達し、過去最多を更新し続けており、12 年連続で増加している状況とのことです。また、中学校においては約 15 人に 1 人が不登校という状況にあり、もはや一部の子どもに限った問題ではなく、学校教育全体の構造的課題となっています。</p>		

【 2 番 齋 藤 克 敏 】

発言 順序	質 問 事 項 及 び 要 旨	答 弁 者	答 弁 要 旨
9	<p>宮城県は全国の中でも不登校比率が非常に高い水準にあり、県教育委員会のホームページに掲載されている「令和6年度の生徒指導に関する調査結果について」によると、小学校における不登校比率は2.79%、中学校における比率は8.28%です。これは全国平均である小学校における比率2.30%、中学校における比率6.79%を大きく上回っています。本市の状況はより深刻であり、令和7年度の小学校における不登校比率は5.09%、中学校における不登校比率は9.98%と伺っています。多くの不登校の子どもたちが十分な支援を受けられていない現状も指摘されており、この課題に真正面から向き合う必要があります。</p> <p>こうした現実には、従来型の画一的な学校の仕組みが、多様化する子ども一人ひとりの状況に対応しきれていないことを示しています。黒板と机を前提とした一斉授業、同一の時間割、同一の評価基準といった従来の枠組みは、ある一定の子どもには有効であったとしても、すべての子どもに適したものではありません。現実には、教室という空間になじめない子ども、集団活動に強い不安を抱える子ども、自分のペースで学びたい子どもなど、多様な存在があり、その多様性は年々顕在化しています。</p> <p>文部科学省も「不登校はどの子にも起こり得るもの」と明確に位置付けており、単なる問題行動としてではなく、多様な学びの保障の観点から対応することが求められています。つまり、これからの学校は「適応できない子どもを支援する場」から、「すべての子どもが学べるように設計された場」へと転換する必要があるということです。</p> <p>こうした状況の中で行われる今回の新中学校整備は、まさにその</p>		

【 2 番 齋 藤 克 敏 】

発言 順序	質 問 事 項 及 び 要 旨	答 弁 者	答 弁 要 旨
9	<p>転換を具体化する絶好の機会です。統廃合による環境変化は、子どもたちにとって大きな影響を与えるものであり、不安や不適応を生むリスクも内在しています。しかし同時に、それを乗り越え、これまでの課題を解決する新たな学校づくりに踏み出す機会でもあります。</p> <p>したがって、新中学校整備においては、単に「新しい校舎をつくる」のではなく、「どのような子どもも受け入れ、主体的に学ぶことができる環境をどうつくるか」という視点を明確に持つことが不可欠です。そしてそれは、子どもたちにとって通いたくなる学校であると同時に、地域とともに子どもを育てる拠点として、地域に開かれた学校であることも求められます。</p> <p>本市にとって今回の整備は、未来を担う子どもたちの可能性を広げるとともに、地域の持続可能性にも関わる重要な取り組みです。従来型の延長にとどまるのか、それとも新しい時代の学びを先取りする学校に転換するのか、その選択が今まさに問われています。そこで教育長と、市長に次の質問をします。</p> <p>(1) 現在、不登校の児童生徒は全国的に増加の一途をたどっており、また教室という空間や一斉授業に適応できない子どもたちも確実に増えております。こうした状況は、子ども側の問題として片付けるべきものではなく、従来型の学校の仕組みそのものが、多様化する子どもたちに十分対応できていない構造的な課題であると考えます。この現状をどのように認識しているのか教育長に問います。</p> <p>(2) 学校の統廃合は、子どもたちにとって環境の大きな変化を伴うものであり、人間関係や学習環境の変化によって、不登校や学校不</p>	<p>教育長</p> <p>教育長</p>	

【 1 1 番 星 隆 悦 】

発言 順序	質 問 事 項 及 び 要 旨	答 弁 者	答 弁 要 旨
10	<p>ます。</p> <p>(3) 同じく 7 ページ「(3) 政策形成能力と職務に対する専門知識を併せ持つ職員～プロフェッショナル～」とのことですが、現実には、地域の課題などは、市民、行政区長、議員が把握し、要望、陳情しており、まずそこから解決したらと思います。市長の見解を問います。</p> <p>(4) 同じく 7 ページ「(4) 時代の変化に適応し創造性豊かで行動力と責任感に満ちた職員～チャレンジ精神・アカウンタビリティ～」とのことで、市民に対して責任を持って説明することができる職員が求められるとのことですが、見解を問います。</p> <p>(5) 同じく 23 ページ「3 人材育成の観点を踏まえた人事戦略」の「③ 能力や実績を評価し、成果を処遇に的確に反映する仕組みづくり」、27 ページ「③ 人事評価制度の確立」で、「透明性が高く公平・公正な人事評価制度を確立していく必要があります。」とのことですが、見解を問います。</p> <p>(6) 第 7 次角田市定員適正化計画 23 ページ「6. 定員適正化計画」の「(1) 基本的な考え方」で「一般行政（事務）職の採用も覚束なくなる時期が来ると想定しなければなりません。従って、早い段階でそれを意識した事務事業遂行の手法や執行体制を検討していく必要があります。」とのことですが、見解を問います。</p>	<p>市 長</p> <p>市 長</p> <p>市 長</p> <p>市 長</p>	

【 1 1 番 星 隆 悦 】

発言 順序	質 問 事 項 及 び 要 旨	答 弁 者	答 弁 要 旨
10	<p>(7) 同じく 27・28 ページ「役職定年職員」で、「例えば、各部・課間等の調整・連携を担う『調整監』、重点施策等の推進を図る『推進監』及び専門的分野を担う『専門監』の職を準備して、対象者の能力等に即した事務を担当させることも一つのあり様です。」とのことですが、見解を問います。</p> <p>(8) 同じく 28 ページ「(6) 目標実現に当たり考慮すべき事項等」の「②高齢職員の適正配置」で「組織全体においてより良い配置と業務分担に工夫が必要です。」とのことですが、見解を問います。</p> <p>(9) 同じく 31 ページ「④ 多様な任用勤務形態の活用等」の「(エ)働き方改革の推進」で「テレワーク、時差出勤制やフレックスタイム制などのほか、週休3日制の導入の検討を進めます。」とのことですが、現在試行しているフレックスタイム制の実施状況を問います。</p> <p>(10) 同じく 33 ページ、職員数表の中、令和 13 年度は正規職員 324 人、会計年度任用職員 250 人、計 574 人で毎年増えていくと推計していますが、人口は 2 万 2 千人に減少すると推計されており、なぜ行政サービスが増え職員が必要になるか、それこそ市民へのアカウンタビリティ（説明責任）が求められています。見解を問います。</p> <p>(11) 最後の一问ですが、今年の正規職員の採用人数は、19 人とお聞</p>	<p>市 長</p> <p>市 長</p> <p>市 長</p> <p>市 長</p> <p>市 長</p>	

【 1 1 番 星 隆 悦 】

発言 順序	質 問 事 項 及 び 要 旨	答 弁 者	答 弁 要 旨
10	<p>きしていますが、そのうち本市在住の人数を問います。</p> <p>2. リトルベビー（低出生体重児）について</p> <p>「リトルベビー（低出生体重児）」という言葉は、あまり耳なじみがなく、いわゆる「未熟児」という言葉が一般的には知られていると思います。</p> <p>以前は2,500g未満で生まれてきた赤ちゃんをすべて「未熟児」と呼んでいましたが、小柄でも体の機能が未熟でない赤ちゃんや2,500g以上でも体の機能が未熟な赤ちゃんがいることから、「未熟児」は現代の医学では使わなくなった用語です。</p> <p>さて、国や県、市町村では、いわゆる「未熟児」へのサポート、支援策として、①高額療養費制度、②乳幼児医療制度（子ども医療費助成制度）、③養育医療給付（未熟児養育費）、④未熟児訪問指導などを実施していますが、本市の現状について、次の質問をします。</p> <p>(1) 本市におけるリトルベビー（低出生体重児）の過去5年間の人数を問います。</p> <p>(2) 宮城県は、母子手帳とは別に「みやぎリトルベビーハンドブック」を令和4年度に作製しましたが、このハンドブックについて、市長は把握しているのか問います。</p> <p>(3) NPO法人ひまわりの会理事、板東あけみ氏が、未解決の課題として、①NICU（新生児集中治療室）入院中の医療費以外の経費が高額（小さな紙おむつ、冷凍母乳パック、電動搾乳機など）、②</p>	<p>市 長</p> <p>市 長</p> <p>市 長</p>	

【 1 1 番 星 隆 悦 】

発言 順序	質 問 事 項 及 び 要 旨	答 弁 者	答 弁 要 旨
10	<p>病院から自宅が遠隔地の場合、面会交通費、③病院近くの宿泊場所の不足、④病児保育園の不足、⑤看護師のいる保育園の不足などを挙げていますが、本市で対応している支援策があるかどうか、さらに今後支援実施を検討しているのか、問います。</p>		

【 1 4 番 渡 邊 誠 】

発言 順序	質 問 事 項 及 び 要 旨	答 弁 者	答 弁 要 旨
11	<p>ります。改善を求める必要があると考え次の質問を行います。</p> <p>(1) 国道 349 号の除草について、適時適切に行っていただくよう市長から県に対し強く要望いただきたいと思いますが、市長の見解を問います。</p> <p>(2) ホーチキ前の信号機から桜地区の間にある角田に向かって左側にある花壇について、以前は、地元の皆さんによって花を植えるなどで管理されておりましたが、近年は関係者の高齢化により撤退、荒れ放題となっております。これも適時適切に管理いただくよう強く要望していただきたいと思いますが、市長の見解を問います。</p> <p>(3) 令和 8 年 4 月 1 日から自転車に対する「交通反則通告制度（青切符）」が導入され、自転車には車道を走ることが求められるなど、自転車に対する交通規制が厳格になってきております。現在の国道 349 号においては、自転車、自動車が安全に走行できるか心配されます。拡幅等の改修工事を要望していただきたいと思いますが、市長の見解を問います。</p>	<p>市 長</p> <p>市 長</p> <p>市 長</p>	

【 9 番 武 藤 広 一 】

発言 順序	質 問 事 項 及 び 要 旨	答 弁 者	答 弁 要 旨
12	<p>1. 中山間地域等における営農型太陽光発電の導入可能性と地域農業への影響について</p> <p>本市の中山間地域等では、高齢化や担い手不足が急激に進み、農地の維持管理が年々難しくなっています。さらにイノシシなどの鳥獣被害が増加し、電気柵などの対策を講じても作付けが困難な状況にあります。特に西根地区を例に取れば、1区、4区、5区、6区、11区、12区の間で耕作放棄地が増加し、雑草に加え柳などが繁茂し山林化しており、農地への復元も難しい状況になってきております。</p> <p>一方で、農林水産省は太陽光パネルの下で営農を続けることを前提とした営農型太陽光発電について、農地法の一時転用許可のもとで認める仕組みを整えています。営農の継続を重視する方向で、基準の見直しも進めているところです。</p> <p>本市では、角田市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例を定め、農用地区域では太陽光発電設備の設置を抑制しつつも、営農型太陽光発電は例外として位置付けています。こうした国と市の動きを踏まえ、中山間地域等の農業を守りながら、営農型太陽光発電をどのように活用し得るのか。一方で、どのようなリスクや課題があるのか。その可能性と条件について質問をします。</p> <p>(1) 中山間地域等（主に小田地区、西根地区）の現状について、中山間地域等の人口動態、農家戸数、経営耕地面積、耕作放棄地の状況について、市としてどのように把握しているのか、あわせて、今後10年間を見通した場合の主な課題について認識を問います。</p>	<p>農業委員会 会 長</p>	

【 9 番 武 藤 広 一 】

発言 順序	質 問 事 項 及 び 要 旨	答 弁 者	答 弁 要 旨
12	<p>(2) 営農型太陽光発電に関する国の制度と、本市の認識について、営農型太陽光発電は、太陽光パネルの下で営農を続けることを前提に、農地法の一時転用許可を受けて導入する仕組みとされています。国は、営農を継続すること、作物の収量を一定程度確保すること、毎年の営農実績を報告するなどを求めています。こうした国の制度やガイドラインの内容について、本市はどのように把握し、どのような認識を持っているのか問います。</p> <p>(3) 本市の条例や農地制度を踏まえた導入可能性について、角田市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例が制定されていますが、営農型太陽光発電については、農用地区域内でも一定の条件のもとで導入を認める趣旨と理解してよいのか、市としての考えを問います。</p> <p>(4) 中山間地域等の耕作放棄地や荒廃農地を対象に、営農型太陽光発電のモデル地区や試行的な取り組みを設定する考えがあるかどうか、検討状況と今後の方向性を問います。</p> <p>(5) 営農型太陽光発電導入にあたり、発電事業者だけでなく、地元農業者、集落、農業振興公社、金融機関、専門家などが参画する、官民連携の枠組み（協議会など）を構築する考えはあるか問います。</p> <p>(6) 中山間地域等でのモデル的な取り組みと、若手・新規就農者支</p>	<p>農業委員会 会 長</p> <p>農業委員会 会 長</p> <p>市 長</p> <p>市 長</p> <p>市 長</p>	

【 9 番 武 藤 広 一 】

発言 順序	質 問 事 項 及 び 要 旨	答 弁 者	答 弁 要 旨
12	<p>援の活用について、全国では、中山間地域等で営農型太陽光発電に取り組み、農業と発電の二つの収入を組み合わせ、農地の維持や雇用の場づくりにつなげている事例が出てきています。市として、こうした中山間地域等での営農型太陽光発電の事例をどのように把握し、その意義をどのように見ているのか問います。</p> <p>(7) これまで6項目の質問をしましたが、特に中山間地域等の耕作放棄地の問題は、そこに住む住民にとっては死活問題だと思います。地元の住民は高齢化や後継者がいないなど、これ以上になすすべはないのが現実だと思います。誰一人取り残さない社会の実現のためにも、国や県の助成制度を最大限に活用しながら、さらに角田市独自の手厚い支援策を構築し、中山間地域等への支援について、市としての意気込みを問います。</p>	市 長	

【 10番 菅野マホ 】

発言 順序	質問事項及び要旨	答弁者	答 弁 要 旨
13	<p>本市は非課税世帯の支援に1世帯30,000円を国の交付金で支給いたしました。同時期に宮城県の施策に「生活困窮者世帯向け物価高騰対策支援事業」に補助上限1世帯当たり8,000円、補助率2分の1、および事務費補助上限1,000万円、補助率2分の1が交付されておりますが、県補助金を利用しなかった理由を問います（資料6・7）。</p> <p>(3) 「コスト削減の実施」について 「重点支援地方交付金」の活用にあたっては、「迅速かつ効率的効果的な実施の観点から、生活者からの申請をまずに給付をおこなうプッシュ型支援をはじめ、「速やかな支援」や「事業コストの削減」の実施を図る。」とあります。本市の重点支援地方交付金に係る経費の内訳を問います。</p> <p>(4) 「速やかな支援」について 令和7年11月に決定した交付金でしたが、実際、年が明けた4月に商品券配布がありました。もともこの物価高騰対策助成金配布の理由は、国民が1月～3月の暖房燃料などに利用できるように国が急ぎ臨時で補助したものです。本市では時間がかかった理由を問います。</p> <p>(5) 「今後の交付金配布」について 交付金を本市の裁量で分配する場合、今回の経験を踏まえて割合や分配先の選別、経費の使用について良いと考えているのか、あ</p>	<p>市長</p> <p>市長</p> <p>市長</p>	

【 10番 菅野マホ 】

発言 順序	質問事項及び要旨	答弁者	答 弁 要 旨
13	<p>るいは修正が必要だとお考えなのかを問います。</p> <p>2. 「400年を共に歩んだ歴史：石川家と角田市の今後」について</p> <p>石川昭光公が1598年にこの地に領地をひらいて400年余り、戦国時代末から江戸、明治、大正、昭和と石川家は歴史の荒波にもまれながら角田市を開拓し発展させて参りました。石川昭光公は伊達政宗公の叔父として一門筆頭であり、伊達政宗公の次女牟宇姫が角田にお輿入れをしています。現在、角田市ではその「牟宇姫」や牟宇姫のPRキャラクターである「おふで」を角田市のシンボルキャラクターとしてパンフレットに掲載しており、春には「かくだ牟宇姫ひなまつり」、夏には「かくだ牟宇姫夏まつり」を開催し、「牟宇姫神社」を設置してお参りをしております。また、「牟宇姫のお酒やお菓子」なども販売しており、角田市の賑わいに一役かっています。「古（いにしえ）から今日まで、私たちは石川公の恩恵と共にある」といっても過言ではありません。先日、市民数人と角田市の無料ガイドをお願いし、石川公および関係者のお墓（廟所）、長泉寺や臥牛門に伺いました。そこで石川公の廟所の管理や、消えかかった案内板の作成、そして草取りなどの環境整備が目につき参加者の間で、「現在の管理はどうなっているのだろうか」と話題になりました。また角田市は、「牟宇姫」（名称および画像）を使っている観光イベントや物品は商標登録をしているのだろうか、改めて疑問を持ちました。そこで次の質問をいたします。</p> <p>(1) 「商標登録、他」について 石川公および牟宇姫やおふでに関する商標（役務を含む）登録や</p>	市長	

【 10番 菅野マホ 】

発言 順序	質問事項及び要旨	答弁者	答 弁 要 旨
13	<p>そのほかの登録の状況とその経費を問います。</p> <p>(2) 「史跡管理」について 石川家の廟所（墓）、他の史跡の管理について問います。</p> <p>(3) 「関係者間の連絡」について 角田市と石川公の子孫や菩提寺である長泉寺、幡守会とのつながりについて問います。</p> <p>(4) 「ふるさと教育」について 自分の生まれた土地の歴史を知ることは「ふるさとを愛する心」を醸成します。石川公の足跡を辿り石川公の功績を知る「ふるさと教育」を、学校ではどのように教えているのかを市長・教育長に問います。</p> <p>(5) 「姉妹都市との今後」について 石川昭光公が角田に築城する以前に統治していた福島県石川町や、石川家家臣団（石川邦光公が先発隊・泉麟太郎氏が中心）で開拓した北海道栗山町とのイベントの意義や、今後の展望を市長に問います。</p> <p>3. 本物の「宇宙の街かくだ」へ飛び立つために 昨年2月定例会より3回に渡り、「宇宙と角田市の未来について」などと題して、角田市の宇宙への取り組みについて一般質問をさせ</p>	<p>市長</p> <p>市長</p> <p>市長 教育長</p> <p>市長</p>	

【 10番 菅野マホ 】

発言 順序	質問事項及び要旨	答弁者	答 弁 要 旨
13	<p>ていただいております。例えば、市長の宇宙関連事業へのやる気度や、ただ1つの宇宙関連施設である「スペースタワー・コスモハウス」の運営、指定管理の是非について、またJAXA連携の「日本宇宙少年団」事務局をコスモハウスに置くことについて、他の質問をして中には答弁をいただいたものもありますし、返答待ちのものもあります。しかし、この1年角田市の宇宙環境も大きく変わりました。今年7月にJAXAに「官民共創推進系開発センター」が開設することに先立ち、国の「地方創生伴走支援制度」の支援対象団の支援対象団体に角田市が加わり地方創生支援官の助言・支援のもとに宇宙事業の取り組みが始まろうとしています。また子どもたちが大好きなキャラクターのイベント「ポケモン天文台」がこの夏、「かくだ田園ホール」にやってくることも一つです。そして「日本宇宙少年団かくだコスモ分団」も実績を積み上げ、ぐんと成長をいたしました。そこで、新たに次の質問をいたします。</p> <p>(1) 「宇宙企業誘致」について</p> <p>南相馬市に輸送系の宇宙ベンチャーが集積していますが、その大きな要因は、企業の不慣れな相談に親身になってサポートしたことが、多くのベンチャー企業を呼び込む結果となったと聞いております。角田市で同じようなチャンスがあった場合に、宇宙に対して積極的に動けるような体制を取っていただけののでしょうか。例えば、横通しの「宇宙推進室」を作って、「角田市の宇宙に関する出来事はここに聞けばすぐわかる」というような組織ができないのでしょうか。これは既存の課などの組織を横通しにするものなので定員を増やさなくても対応できると思いますが、市長の</p>	市長	

資料1

令和7年度補正予算 重点支援地方交付金の活用状況について
宮城県角田市

■実施状況

<令和8年3月時点>

交付限度額	3億2509万円
うち令和7年度 交付決定額	3億2509万円 (100%)
うち令和8年度 交付決定額	—円 (—%)
残額	0円 (0%)

■主な事業概要 ※規模の大きい事業を最大5つ程度記載（詳細は別途実施計画をご覧ください）

生活者支援

◆物価高騰対策生活応援商品券支給事業 事業費：1億4478万円 ※食料品特別加算を活用
食料品の価格高騰をはじめ物価高騰の影響を受けている市民生活を応援することを目的に市民一人当たり5,000円の商品券を支給するもの。

◆令和7年度国補正に係る物価高騰等対策支援給付金支給事業 事業費：1億0143万円
物価高騰等による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい非課税世帯に対して、臨時的な措置として定額3万円の支給を行うもの。

事業者支援

◆畜産業飼料価格高騰対策支援事業 事業費：3032万円
飼料や資材等の価格高騰により影響を受けている畜産農家の経営の安定化と産地維持を図るため飼料等の購入経費の一部（乳用牛1頭あたり16,000円、肉用牛1頭あたり6,000円、養豚1頭あたり1,000円、家禽1羽あたり60円）を助成。

◆地域医療対策事業（みやぎ県南中核病院企業団事業） 事業費：2572万円
物価高騰の影響で経営が悪化している1市3町を構成市町とする自治体病院の負担を軽減することで、安定的な地域医療体制を維持するため支援金を交付。

◆物価高騰等対策医療・介護施設等特別応援金支給事業（医療施設分） 事業費：1905万円
物価高騰等の影響を受ける医療施設を支援するため、運営者に補助金を交付することにより安定した医療サービス等の提供に資するもの。（病院：1床あたり50千円、診療所：400千円、保険薬局：200千円）

※事業費の全部又は一部に本交付金を充当予定

【 10番 菅野マホ 】

資料2

令和7年度補正予算 重点支援地方交付金の活用状況について
宮城県丸森町

■実施状況

<令和8年3月時点>

交付限度額	2億972万円
うち令和7年度 交付決定額	2億972万円 (100%)
うち令和8年度 交付決定額	-
残額	0万円 (0%)

■主な事業概要 ※規模の大きい事業を最大5つ程度を記載（詳細は別途実施計画をご覧ください）

生活者支援

◆丸森暮らし応援商品券配付事業 事業費：1億5,294万円 ※食料品特別加算を活用
食料品やエネルギー価格の影響を受ける生活者の支援を図るため、全町民1人あたり1万円分の商品券を配付する。併せて、住民税非課税世帯1世帯あたり2万円分の商品券を配付する。

◆ひとり親家庭等応援金支給事業 事業費：306万円
エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける児童扶養手当受給資格者世帯の負担軽減を図るため、こども1人あたり15,000円と1世帯あたり10,000円を支給する。

事業者支援

◆配合飼料価格高騰対策事業 事業費：2,033万円
エネルギー価格など物価高騰の影響を受ける畜産農家の負担を軽減するため、配合飼料価格の高騰分に対して補助金を交付する。

◆介護施設物価高騰対策特別支援金交付事業 事業費：625万円
エネルギーや食料品価格高騰の影響を受ける町内介護施設のサービス提供体制の維持を図るため、物価高騰によるかかり増し経費を補助する。

◆観光交流施設燃料費等支援事業 事業費：479万円
原油価格・物価高騰の影響を受ける観光交流施設指定管理者の負担を軽減するため、燃料費及び光熱水費の高騰分に対し支援金を交付する。

※事業費の全部又は一部に本交付金を充当予定

資料3

令和7年度補正予算 重点支援地方交付金の活用状況について
宮城県白石市

■実施状況

<令和8年3月時点>

交付限度額	3億6955万円
うち令和7年度 交付決定額	2億5272万円 (68%)
うち令和8年度 交付決定額	—円 (—%)
残額	1億1683万円 (32%)

■主な事業概要 ※規模の大きい事業を最大5つ程度記載（詳細は別途実施計画をご覧ください）

生活者支援

◆物価高騰対策商品券配布事業 事業費：1億6023万円 ※食料品特別加算を活用
エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている市内経済の消費喚起と各家庭の経済支援を行うため、市内小売店や飲食店等で利用できる5,000円分の商品券を全市民に配布。

◆しろいし生活応援ポイント発行事業 事業費：3096万円 ※食料品特別加算を活用
物価高騰の影響を受けている市民を支援するため、みやぎ県民公式アプリ「ポケットサイン」に登録している市民と新たに登録する市民の合計12,000人に1人当たり3,000円分の「みやぎポイント」を発行。

◆子育て世帯応援米給付事業 事業費：576万円
物価高騰の影響を受けた未就学児世帯に対し1人あたり5キロの白石市産ササニシキを提供することで、生活費負担を軽減するとともに、地元特産米の消費拡大に寄与することを目的とする。

事業者支援

◆病院事業会計繰出 事業費：4370万円
エネルギー価格の高騰により医療費用が増加しているなか、事業を継続して実施できるよう電気・重油の安定的・継続的な供給を確保するため、病院事業会計に電気・重油代高騰分に要する費用を交付対象経費として繰り出し、指定管理者の運営を支援。

◆医療機関等に対する物価高騰対策支援事業 事業費：458万円
エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた医療機関等に対する財政的な支援を行い、地域医療の安定的な確保を図る。

※事業費の全部又は一部に本交付金を充当予定

【 10番 菅野マホ 】

資料4

令和7年度補正予算 重点支援地方交付金の活用状況について
宮城県名取市

■実施状況

<令和8年3月時点>

交付限度額	6億8136万円
うち令和7年度 交付決定額	5億8720万円 (86%)
うち令和8年度 交付決定額	—円 (—%)
残額	9416万円 (14%)

■主な事業概要 ※規模の大きい事業を最大5つ程度記載（詳細は別途実施計画をご覧ください）

生活者支援

- ◆消費者生活支援事業 事業費：3億7,963万円 ※食料品特別加算を活用
米を始めとした食料品等の高騰が続いていることを踏まえ、名取市民全員に、1世帯当たり、10,000円分の電子地域通貨を配布する。
- ◆水道料金減免事業 事業費：2億4,000万円
市内の水道契約者（官公庁除く）に対して、令和8年1月～3月請求分の水道料金のうち基本料金部分を減免。
- ◆省エネ家電買い換えキャンペーン事業 事業費：1,603万円
古い家電をより省エネ性能の高い家電に買い換えることで、市民への省エネ・省資源の意識高揚及び市域全体での温室効果ガス排出削減を図るため、対象の家電を買い替えた市民に、50,000円分の電子地域通貨を贈呈する。

事業者支援

- ◆障害者等施設原油価格高騰対策補助金 事業費：1,323万円
市内障がい者等施設に対し光熱費等高騰分の支援として、1事業所当たり80,000円を給付することで、事業継続を図る。
- ◆高齢者施設価格高騰対策支援金 事業費：802万円
市内高齢者等施設に対し光熱費等高騰分の支援として、1事業所当たり80,000円を給付することで、事業継続を図る。

※事業費の全部又は一部に本交付金を充当予定

資料5

角田市議会第435回臨時会「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の概要」

議案第1号関係

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の概要

「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～（令和7年11月21日閣議決定）において、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を拡充する旨が盛り込まれ、国の令和7年度補正予算に当該交付金が措置された。本市における対応については、下記のとおりとする。

1. 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金配分額
 推奨事業メニュー分 325,090千円（うち食料品特別加算分100,747千円）
2. 歳入補正額
 一般会計 歳入 16款2項1目 総務費国庫補助金
 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 325,090千円

3. 歳出補正額及び充当額等

単位：千円

NO.	予算科目	事業名	1月臨時補正予算額				備考
			国庫支出金 臨時交付金	県 支出金	その他	一般財源	
1	2-1-19	物価高騰対策生活応援商品券支給事業	144,788	117,307		27,481	
2	3-1-1	物価高騰等対策医療・介護施設等特別応援金支給事業	14,000	14,000			介護系施設分

【 10番 菅野マホ 】

資料6

令和7年度補正予算 重点支援地方交付金の活用状況について
宮城県

■実施状況

<令和8年3月時点>

交付限度額	163億3444万円
うち令和7年度 交付決定額	128億3444万円 (79%)
うち令和8年度 交付決定額	—円 (—%)
残額	35億0000万円 (21%)

■主な事業概要 ※規模の大きい事業を最大5つ程度記載（詳細は別途実施計画をご覧ください）

生活者支援

◆LPGガス料金負担軽減支援事業費 事業費：10億2,800万円

県内でLPGガスを利用する一般家庭等に対しガス料金の値引きを行った販売業者に、値引き原資600円/月を3か月分補助するもの。

◆生活困窮者世帯向け物価高騰対応支援事業 事業費：6億2,500万円

低所得世帯への物価高騰対策として現金等を給付する市町村に対し、給付経費（補助上限：1世帯当たり8千円、補助率：1/2）及び事務費（補助上限：1,000千円、補助率：1/2）に補助するもの。

事業者支援

◆医療機関等物価高騰対策事業 事業費：21億8,089万円

医療機関の光熱費・食糧費や、訪問診療を行う診療所等の燃料費の一部を補助するもの。
病院60千円/床、有床診療所780千円/施設、無床診療所230千円/施設、訪問看護ステーション100千円/施設、助産所100千円/施設、歯科技工所100千円/施設、施術所100千円/施設、訪問診療等7千円/台

◆畜産生産資材価格高騰対策緊急経営支援事業 事業費：14億2,300万円

畜産経営体に対して配合飼料価格の高騰による影響緩和のため、1tあたり3,300円を上限に補助するもの。

◆運送事業者原油高騰対策支援事業 事業費：13億4,500万円

運送事業者に対してエネルギー価格高騰分を補助するもの。
小型・軽以外60千円/台（30千円/台）、小型40千円/台（20千円/台）、軽20千円/台（10千円/台）

※（ ）内は長距離貨物に関する上乗せ支援分

※事業費の全部又は一部に本交付金を充当予定

資料7

議案第1号関係

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の概要

「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～（令和7年11月21日閣議決定）において、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を拡充する旨が盛り込まれ、国の令和7年度補正予算に当該交付金が措置された。本市における対応については、下記のとおりとする。

1. 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金配分額
 推奨事業メニュー分 325,090千円（うち食料品特別加算分100,747千円）

2. 歳入補正額
 一般会計 歳入 16款2項1目 経費費国庫補助金
 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 325,090千円

3. 歳出補正額及び充当額等 単位：千円

NO.	予算科目	事業名	1. 月臨時補正予算額				備考
			国庫支出金 臨時交付金	県 支出金	その他	一般財源	
1	2-1-19	物価高騰対策生活応援商品券支給事業	144,788	117,307		27,481	
2	3-1-1	物価高騰等対策医療・介護施設等特別応援金支給事業	14,000	14,000			介護施設分
3	3-1-1	物価高騰等対策障害福祉事業者特別応援金支給事業	3,400	3,400			障害福祉サービス事業者分
4	3-1-1	物価高騰等対策支援給付金支給事業	101,431	101,431			
5	3-3-2	物価高騰等対策障害福祉事業者特別応援金支給事業	800	800			障害児通所支援事業者分
6	4-1-1	地域医療対策事業 (右記括弧内は充当対象予算額)	0 (25,720)	25,720		△ 25,720	※充当財源更正
7	4-1-1	物価高騰等対策医療・介護施設等特別応援金支給事業	19,050	19,050			医療施設分
8	6-1-4	畜産薬飼料価格高騰対策支援事業	30,320	30,320			
9	6-1-5	農業用施設管理事業	5,997	5,997			
10	7-1-2	運送事業者等事業継続支援金交付事業	7,065	7,065			
合 計 (右記括弧内は充当対象予算額含む)			326,851 (352,571)	325,090		1,761	

※上記No6は既決予算への充当（12月補正・みやぎ県南中核病院企業団負担金の追加負担金分に係る財源更正）

